

## 【重要事項説明書】

### 1. つくし野ケアサービスセンターの概要

指定年月日 平成12年4月1日

事業所番号 1850180066

サービス提供地域 福井市（河合、森田、明新、西藤島、中藤島地区）および  
坂井市春江町（提供地域以外の場合でもご相談に応じます。）

職員体制 管理者1名（介護支援専門員と兼務）

介護支援専門員3名以上（うち主任介護支援専門員1名以上）

事業所体制 特定事業所加算 III

所在地 〒910-0102 福井市川合鷺塚町49-5

電話番号 0776-55-3100（休業日や営業時間外は電話転送により  
常時連絡が取れる体制にしています。）

営業時間 月曜～土曜（午前9時～午後5時45分）

但し、8月15日、12月30日～1月3日、国民の祝日と休日は休業します。

### 2. 事業の目的

要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とし、つくし野ケアサービスセンター（以下、「当センター」という。）が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するための方針を以下に定めます。

### 3. 運営の方針

- ① 事業の実施にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営めるよう配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況や、おかれている環境に応じ、利用者の選択に基づく適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から提供されるよう配慮して行います。
- ③ 利用者の意思および人格を尊重し利用者の立場に立って公正中立に行います。
- ④ 関係市町村、医療機関、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設、指定特定相談事業者等との連携に努めます。
- ⑤ 利用者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備や研修の受講を行います。

### 4. 提供するサービスについて

- ① 利用者が、自宅での状況に応じ、自立して生活するために、本人、家族の同意の上で必要なサービスを組み入れたケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整を行います。
- ② 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービスに位置づけたサ

サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて説明を行ったうえで、居宅サービス事業所等のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供し、サービスの選択を求めます。

- ③ 医療サービスの利用を希望している場合においては、主治医等の意見を確認し、居宅サービス計画を作成した際には、主治医に交付します。
- ④ サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑤ ご利用者の状態については、定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービスの変更や、認定区分の変更等必要な対応を行います。
- ⑥ 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、妥当性を検討し、当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出を行います。
- ⑦ 居宅介護支援サービス提供に関する記録を作成し、5年間保管します。

## 5. 利用料金

- ① 原則として介護相談、ケアプラン作成の費用については、全額介護保険からの給付となるため、利用者負担金はありません。但し、介護保険料を滞納されている場合は料金が必要な場合があります。
- ② 利用者の都合により、当センターの利用を取り止める場合も料金はかかりません。

## 6. 情報利用の同意及び秘密の保持

- ① 当事業所ではケアプランの作成の資料として、利用者の介護認定調査票の提供を、居住市町村に依頼することがあります。
- ② 当事業所職員が知り得た利用者及び家族のプライバシーは厳守します。但し、サービス事業者等との連絡調整・連携など必要最小限の個人情報を用いる場合があります。

## 7. 事故発生時の対応及び損害賠償

- ① 当センターのサービス（居宅介護支援）により事故が発生した場合は、速やかにご家族や市町村等に連絡し必要な措置を講じます。
- ② 事業者の責任により事故が発生したときには、速やかに損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、事業者に故意過失がないときには、この限りではありません。
- ③ 事故発生に関して、ご利用者本人に故意または過失があるときは、損害賠償の額を減じる場合があります。

## 8. 要望、苦情について

- ① 当センター及び利用サービスについて、利用者の方から相談または苦情がある場

合には、当センター又は、市町村や国民健康保険団体連合会に対して苦情を申し立てることが出来ます。担当者までお申し付けください。

- ② 苦情の申し立てや相談があった場合には、速やかに事実関係を確認し、申し出に対して説明させていただくとともに必要な措置を講じます。
- ③ 市町村が行なう文書等の提出、提示の求め、または市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者および家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導助言を受けた場合にも、それにしたがって必要な改善を行います。
- ④ サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行います。

## 9. 苦情相談窓口

疑問、苦情については担当職員までお気軽にご相談ください。 55-3100

また、当センター以外に市町村の相談、苦情を伝えることが出来ます。

福井市役所 介護保険課	福井市大手3丁目10-1	20-5715
坂井地区介護保険広域連合	坂井市坂井町上兵庫40-15	72-3305
福井県国民健康保険団体連合会	福井市西開発4丁目202-1	57-1614

## 10. 虐待防止について取り組むこと

- ① 利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止していきます。
- ② 当センターまたは居宅サービスに位置づけた指定居宅サービス等の従事者、または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 11. 身体拘束の廃止について

- ① 原則として利用者に対し身体拘束は行いません。ただし、自傷他害のおそれがある等、緊急やむを得ない場合は、「身体拘束適正化委員会」において十分検討したうえで、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合があります。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、常に観察、再検討し、緊急やむをえない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除していきます。
- ③ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間等を利用者やその家族等にできる限り詳細に説明します。

## 12. 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため必要な措置を行っていきます。

## 13. 介護支援専門員として取り組むこと

- ① 介護保険上に位置づけた地域ケア会議等において個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、協力するように努めていきます。
- ② 居宅サービス計画に位置づけた居宅サービスの担当者から個別サービス計画の提示を求めます。
- ③ 介護支援専門員実務研修における実習の受け入れ等、協力体制を整えていきます。
- ④ 利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等に伝えていただくよう、利用開始時に説明依頼を行います。
- ⑤ 認知症に関する研修受講を行い、取り組み状況を介護サービス情報公表制度において公表していきます。
- ⑥ サービス付き高齢者住宅における適正なサービス提供を行っていきます。

#### 14. 居宅介護支援業務における当センターの体制について

居宅介護支援費（Ⅰ）	
要介護1又は要介護2	1,086単位/月
要介護3、要介護4又は要介護5	1,411単位/月

事業所が定めた通常のサービス提供地域以外の方は、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（上記の基本単位に100分の5を加算）がされます。

特定事業所加算（Ⅲ）	323単位/月
------------	---------

##### 【算定要件】

- ① 主任介護支援専門員である管理者1を配置していること。
- ② 他に常勤の介護支援専門員を2人以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係わる伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合において、ケースを受諾する体制を整備していること。
- ⑦ ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑧ 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑨ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件未満であること。
- ⑩ 介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制の確保があること。
- ⑪ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等を実施していること。
- ⑫ 必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

- ⑬ 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスにおける紹介割合について利用者に説明を行い、介護サービス情報公表制度において公表していること。

【以下の加算は、それぞれの算定要件を満たす場合にのみ加算されます。】

初回加算	300単位
------	-------

新規に居宅サービス計画を作成する場合の他、要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合に算定されます。

入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位
--------------	-------

入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位
--------------	-------

（Ⅰ）利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、当該病院又は診療所の職員に対して、入院当日までに必要な情報を提供した場合に算定されます。

（Ⅱ）同様に情報提供を入院後3日以内に行った場合に算定されます。

ただし、休業日や営業時間終了後の場合は、その翌日を含みます。

退院・退所加算	連携1回	カンファレンス参加	あり	600単位
---------	------	-----------	----	-------

			なし	450単位
--	--	--	----	-------

	2回	カンファレンス参加	あり	750単位
--	----	-----------	----	-------

			なし	600単位
--	--	--	----	-------

	3回	カンファレンス参加	あり	900単位
--	----	-----------	----	-------

退院又は退所にあたって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合、連携した回数やカンファレンス参加の有無に応じ算定されます。

退院、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加します。

緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回
-----------------	---------

病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員とともに、利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合、1月に2回を限度に算定されます。

ターミナルケアマネジメント加算	400単位
-----------------	-------

終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、在宅で亡くなられた日前14日以内の間に2日以上、利用者又は家族の同意を得て居宅を訪問し、利用者の心身の状況を記録し、主治の医師及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業者に提供した場合に算定されます。

通院時情報連携加算	50単位
-----------	------

利用者が医療機関において医師または歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合に算定されます。

-----  
【地域区分による単位あたりの単価および費用の負担について】

福井市は7級地に区分されますので、居宅介護支援における1単位の単価は、10円に1000分の1021を乗じて得た額（10.21円）となります。

居宅介護支援にかかる費用は、利用者の負担割合に関わらず現行制度においては、全額が保険給付されますので、利用者に対し費用負担を求める事はございません。

-----

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	福井市川合鷺塚町49-5
	名称	つくし野ケアサービスセンター
	説明者	担当介護支援専門員

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、居宅介護支援の利用に同意しました。

令和 年 月 日

利用者	住所
	氏名
家族	住所
	氏名
	続柄

令和6年5月改正